

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 弘前市果樹栽培振興協議会（以下「協議会」という。）は、果樹栽培農家や農地所有適格法人が行う改植事業及び果樹未収益期間栽培管理事業（以下「補助事業」という。）を促進し、果樹の安定生産、低コスト化及び生産基盤の強化を図るため、協議会予算の範囲内において、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に準じるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 果樹栽培農家 弘前市内に住所を有する者であって、果樹を生産しているものをいう。
- (2) 農地所有適格法人 弘前市内に本社事務所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- (3) 改植事業 果樹の安定生産及び低コスト化を推進するため、りんごわい化栽培、りんご丸葉栽培及びりんご以外の果樹の導入を促進するための事業で、次に掲げるものをいう。
 - ア りんごわい化栽培事業 果樹栽培農家及び農地所有適格法人（以下これらを「補助事業者」という。）が所有権を有する園地、農地法第3条の規定による許可を受けている園地又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第4条第3項第1号の権利が設定された、又は移転された園地（一箇所につき2アール以上の園地に限る。）において、りんごわい化樹の樹体を中心に、列間距離及び樹間距離（別表第1の基準による。）までの範囲で新植又は改植する事業をいう。
 - イ りんご丸葉栽培事業 補助事業者が所有権を有する園地、農地法第3条の規定による許可を受けている園地又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第4条第3項第1号の権利が設定された、又は移転された園地（一箇所につき2アール以上の園地に限る。）において、りんご丸葉樹の樹体を中心に、列間距離及び樹間距離（別表第1の基準による。）までの範囲で新植又は改植する事業をいう（ただし、60歳未満（令和3年度中に60歳に到達する者を除く。以下同じ。）の補助事業者、又は世帯内に60歳未満の農業者のいる補助事業者に限る。）。
 - ウ りんご以外の果樹栽培事業 補助事業者が所有権を有する園地、農地法第3条の規定による許可を受けている園地又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第4条第3項第1号の権利が設定された、又は移転された園地（一箇所につき2アール以上の園地に限る。）において、別表第2に掲げる果樹を、樹体を中心に、列間距離及び樹間距離（別表第1の基準による。）までの範囲で改植又は新植する事業をいう。
- (4) 果樹未収益期間栽培管理事業 改植事業の実施年度の翌年度から4年間（以下「果樹未収益期間」という。）、当該改植事業実施園地の栽培管理を行う事業をいう。

(5) 受益面積 補助事業者が補助事業を実施する園地の列間距離（単位はメートルとする。）に樹間距離（単位はメートルとする。）を乗じて得た数に植栽本数を乗じて得たもの（1メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表第2のとおりとする。

（交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 組織及び運営に関する規約等の写し（農地所有適格法人が申請する場合に限る。）

3 会長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を会長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、会長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第6条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（変更交付決定）

第7条 会長は、第5条第1号の規定による申請を承認するときは、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として会長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。ただし、果樹未収益期間栽培管理事業については当該報告を要しないものとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 会長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第5条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和4年3月18日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

(財産の処分制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、別表第2に定める処分制限年数を経過するまで、会長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金請求書（様式第12号）を会長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業について適用する。

別表第1（第2条関係）

果樹名		列間距離 (m)	樹間距離 (m)
りんご	わい化樹	4～6	2～3
	丸葉樹	6～9	6～9
ぶどう		2～16	1～8
もも		4～8	3～8
すもも		4～9	3～9
ブルーン		7～9	7～9
おうとう		4～9	3～8
西洋なし		6～8	6～8
日本なし		6～8	6～8
うめ		7～9	6～8
くり		8～10	8～10
かき		7～9	7～9
ブルーベリー		2～3	1～3

別表第2（第2条、第3条、第11条関係）

事業区分	補助対象経費		処分制限年数	補助金額
改植事業	りんごわい化栽培事業	1 苗木購入費	8年	補助対象経費の実支出額の合計額又は受益面積1m ² あたり160円を乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額。
		2 支柱購入費	木柱	
			鋼管支柱	
		3 資材購入費 土壤改良資材及びその他わい化栽培関連資材購入費。 ただし、トレリス購入費は含めない。		
		4 関連資材費 伐採・伐根費、深耕・耕起費、整地費、植え穴掘削費、支柱打ち込み、雇用費、機材リース料。		
	りんご丸葉栽培事業	1 苗木購入費	8年	
		2 資材購入費 土壤改良資材及びその他丸葉栽培関連資材購入費。		
		3 関連資材費 伐採・伐根費、深耕・耕起費、整地費、植え穴掘削費、雇用費、機材リース料。		
	りんご以外の果樹栽培事業	1 苗木購入費 ぶどう、もも、すもも、ブルーン、おうとう、西洋なし、日本なし、うめ、くり、かき、ブルーベリー。	8年	
		2 支柱購入費	木柱	
			鋼管支柱	
			樹棚	
		3 資材購入費 土壤改良資材及び改植・新植関連資材購入費。 ただし、トレリス購入費は含めない。		
		4 関連資材費 伐採・伐根費、深耕・耕起費、整地費、植え穴掘削費、支柱打ち込み、雇用費、機材リース料。		
果樹未収益期間栽培管理事業		果樹未収益期間において、りんごわい化栽培、りんご丸葉栽培及びりんご以外の果樹栽培の育成に要する経費。		受益面積1m ² あたり100円を乗じて得た金額以内の額。

様式第1号（第4条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市果樹栽培振興協議会長 様

申請者 住所 弘前市大字
氏名

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付申請書

令和3年度において実施する果樹栽培振興協議会改植事業について、補助金の交付を受けたいので、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

改植事業	りんごわい化栽培事業	円
	りんご丸葉栽培事業	円
	りんご以外の果樹栽培事業	円
	果樹未収益期間栽培管理事業	円
	合 計	円

2 補助金の額の算定根拠

添付書類のとおり

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 組織及び運営に関する規約等の写し（農地所有適格法人が申請する場合に限る。）

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

様式第2号（第4条第2項関係）

事業計画書

1 事業実施計画

氏名 または 法人名	事業実施 場所	事業内容	転換元 (現況)		転換先 (植栽予定)						事業区分	補助金 (円)	摘要			
			品種	数量 (本)	事業量			植栽本数 (本)	1本あたりの 植栽面積 (m ²) (列間×樹間)	受益面積 (m ²)						
					単価	数量	金額 (円)									
合計																

備考

事業内容の欄は、新植・改植の別を記載してください。

様式第3号（第4条第2項関係）

収支予算書

1. 収 入

(単位：円)

科目		本年度予算額	摘要
改植事業費 補助金	りんごわい化栽培事業		
	りんご丸葉栽培事業		
	りんご以外の果樹栽培事業		
果樹未収益期間栽培管理事業費補助金			
自己負担			
計			

2. 支 出

(単位：円)

科目		本年度予算額	摘要
改植事業			
計			

備考

- 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 支出のうち、補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第4号（第5条第1号関係）

令和 年 月 日

弘前市果樹栽培振興協議会長 様

補助事業者 住所 弘前市大字
氏名

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘果協収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記
補助事業について計画の変更をしたいので、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補
助金交付要綱第5条第1号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 弘前市果樹栽培振興協議会改植事業

2 補助金の変更承認申請額 円

3 補助金の追加交付申請額 円

4 補助金の変更内訳

変更承認申請額	既交付決定額	既交付済額	差引交付申請額
円	円	円	円

5 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

6 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とし
ます。
- 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外で
も本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 経費の配分（内容）を変更する場合は、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式
第3号）に準じて作成し、下段に変更後の計画等を、上段に変更前の計画等を括弧書きで記
載してください。

様式第5号（第5条第4号関係）

令和 年 月 日

弘前市果樹栽培振興協議会長 様

補助事業者 住所 弘前市大字
氏名

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘果協収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記
補助事業を中止（廃止）したいので、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交
付要綱第5条第4号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 弘前市果樹栽培振興協議会改植事業

2 補助事業の交付決定額

改植事業	りんごわい化栽培事業	円
	りんご丸葉栽培事業	円
	りんご以外の果樹栽培事業	円
果樹未収益期間栽培管理事業		円
合 計		円

3 補助事業を中止（廃止）する理由

備考

- 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とし
ます。
- 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外で
も本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第6号（第6条関係）

弘果協収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市果樹栽培振興協議会長

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額

改植事業	りんごわい化栽培事業	円
	りんご丸葉栽培事業	円
	りんご以外の果樹栽培事業	円
果樹未収益期間栽培管理事業		円
合計		円

3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を会長に提出して、承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合はあらかじめ令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

4 その他

- (1) 補助事業者は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和4年3月18日のいずれか早い日までに会長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。

様式第7号（第7条関係）

弘前協収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市果樹栽培振興協議会長

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金事業変更承認申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき次のとおり変更して交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の変更承認決定額 円

3 補助金の追加交付決定額 円

4 補助金の変更内訳

変更承認決定額	既交付決定額	既交付済額	差引交付決定額
円	円	円	円

5 交付の条件

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

6 その他

- (1) 補助事業者は、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和4年3月18日のいずれか早い日までに会長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。

様式第8号（第9条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市果樹栽培振興協議会長 様

補助事業者 住所 弘前市大字
氏名

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘果協収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記
補助事業が完了（を廃止）したので、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交
付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 弘前市果樹栽培振興協議会改植事業

2 補助金の交付決定額

改植事業	りんごわい化栽培事業	円
	りんご丸葉栽培事業	円
	りんご以外の果樹栽培事業	円
果樹未収益期間栽培管理事業		円
合 計		円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するもの

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とし
ます。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外で
も本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

様式第9号（第9条第2項関係）

事業実績書

1 事業実施内容

氏名 または 法人名	事業実施 場所	事業内容	転換元 (実施前現況)		転換先 (植栽実績)						事業区分	補助金 (円)	摘要			
			品種	数量 (本)	事業量			植栽本数 (本)	1本あたりの 植栽面積 (m ²) (列間×樹間)	受益面積 (m ²)						
					単価	数量	金額 (円)									
											改植事業	りんごわい化 栽培事業				
												りんご丸葉 栽培事業				
												りんご以外の 果樹栽培事業				
												果樹未収益期間 栽培管理事業				
合計																

備考

事業内容の欄は、新植・改植の別を記載してください。

様式第10号（第9条第2項関係）

収支決算書

1. 収 入

(単位：円)

科目	本年度決算額	本年度予算額	増減額	摘要
改植事業費 補助金	りんごわい化栽培事業			
	りんご丸葉栽培事業			
	りんご以外の果樹栽培事業			
果樹未収益期間栽培管理事業費補助金				
自己負担				
計				

2. 支 出

(単位：円)

科目	本年度決算額	本年度予算額	増減額	摘要
改植事業				
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度決算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第11号（第10条関係）

弘前協収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市果樹栽培振興協議会長

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

事業		交付決定額	確定額(a)	交付済額(b)	差額(a) - (b)
改植事業	りんごわい化栽培事業	円	円	円	円
	りんご丸葉栽培事業	円	円	円	円
	りんご以外の果樹栽培事業	円	円	円	円
果樹未収益期間栽培管理事業		円	円	円	円
合計		円	円	円	円

備考

- 1 令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金請求書（様式第12号）を会長へ提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。
- 3 後日、会長は上記2に記載する書類等の提出を求め、又は検査することができます。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

様式第12号（第12条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市果樹栽培振興協議会長 様

補助事業者 住所 弘前市大字

氏名

印

令和3年度弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘果協収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記
補助金について、令和3年弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金交付要綱第12条第1項
の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求合計額 _____ 円

2 補助金の名称 弘前市果樹栽培振興協議会改植事業費補助金

3 補助金の交付決定合計額 _____ 円

4 補助金の交付確定合計額 _____ 円

5 振込口座

金融機関名	農協・銀行 信金・信組
支店名	支店
預金種目	普通・当座
口座番号	
口座名義	

備考 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。